

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年6月26日

京都市長 門川大作

京都市規則第23号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を次のように改正する。

第3号様式1注以外の部分中

「

3	購入者に対し、レジ袋の要否及び必要最小限の枚数（レジ袋を必要とする場合に限る。）を確認する取組		
4	廃棄物の発生抑制等に配慮した製品を優先的に販売し、及び廃棄物の発生抑制等に配慮した販売方法を実施するよう努める取組		
5	レジ袋を無償により譲渡することを抑制するための措置及び購入者に対しレジ袋の使用の抑制を図るための工夫を促すために必要な事項を周知するよう努める取組		
6	再生利用をすることができる廃棄物を回収するために必要な体制を整備し、及びその回収方法を購入者に周知す		

を

	るよう努める取組		
7	食品廃棄物等の発生を抑制するための工夫をするよう努める取組		
8	自ら持参した容器に飲料を入れて受け取ることのできる販売方法を実施し、及び容器の持参を促すために必要な事項を周知するよう努める取組		
9	使い捨ての食器の譲渡又は使用を抑制するよう努める取組		
10	上記以外の廃棄物の減量の取組		

」

「

3	購入者に対し、レジ袋を有償により譲渡する取組（特定レジ袋を有償によらずに譲渡することを含む。）		
4	購入者に対し、レジ袋の要否及び必要最小限の枚数（レジ袋を必要とする場合に限る。）を確認する取組		

5	<p>廃棄物の発生抑制等に配慮した製品を優先的に販売し、及び廃棄物の発生抑制等に配慮した販売方法を実施するよう努める取組</p>		
6	<p>特定レジ袋を無償により譲渡することを抑制するための措置を講じるよう努める取組</p>		
7	<p>購入者に対し、レジ袋の使用の抑制を図るための工夫を促すために必要な事項を周知するよう努める取組</p>		
8	<p>再生利用をすることができる廃棄物を回収するために必要な体制を整備し、及びその回収方法を購入者に周知するよう努める取組</p>		
9	<p>食品廃棄物等の発生を抑制するための工夫をするよう努める取組</p>		
10	<p>自ら持参した容器に飲料を入れて受け取ることのできる販売方法を実施し、及び容器の持参を促すために必要な</p>		

に

	事項を周知するよう努める取組		
11	使い捨ての食器の譲渡 又は使用を抑制するよう努める取組		
12	上記以外の廃棄物の減量の取組		

」

改め、同様式注6を同注7とし、同注5の次に次のように加える。

6 「特定レジ袋」とは、小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第2条第1項各号に掲げるものをいいます。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課)